

「2017 年度和歌山県観光プロモーター」業務委託
プロポーザル実施要領

1 事業目的

和歌山県への外国人観光客数を増加させるため、「和歌山県観光プロモーター」を設置し、現地の旅行動向等に関する情報収集を強化するとともに、和歌山県の観光資源に関する情報を現地旅行会社・メディア等に効果的に発信することを目的とする。

本実施要領は、「和歌山県観光プロモーター」業務の委託者を選定するために行うプロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 名称

「2017 年度和歌山県観光プロモーター」業務委託

(2) 業務内容

別添「2017 年度和歌山県観光プロモーター」業務仕様書に記載のとおり

(3) 契約形態

委託契約とする。

(4) 委託料上限額

香港市場	金 2,500,000 円
台湾市場	金 2,500,000 円
韓国市場	金 2,500,000 円
タイ市場	金 2,000,000 円
インドネシア市場	金 1,500,000 円

※委託料には、仕様書に基づき活動するにあたって必要となる、交通費、宿泊費、体験料、食費、消耗品費、通信運搬費、送金手数料、公課費等全ての経費を含むものとする。なお、仕様書で定める回数を越える活動拠点以外の地域への出張の際の交通費、宿泊費については別途支給するものとする。

(5) 契約予定期間

契約締結日から 2018 年 3 月 31 日まで

(6) 委託経費の支払条件

6 月に 40%程度、11 月に 40%程度を日本円で前金払いし、残金は委託期間終了後に支払うものとする。

3 応募資格

応募資格は以下のとおり。

- (1) 活動拠点を対象市場におく個人または法人とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている

者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (9) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

4 企画提案書の手続きに関する事項

(1) 企画提案書等の提出期限

2017 年 4 月 21 日（金）17：00（必着）

(2) 企画提案書等の提出書類

ア 企画提案申請書（別紙様式 1）

イ 企画提案書（任意様式 A4 版で 20 ページ以内）

企画提案に盛り込む内容

(ア) 本事業の取組方針及び概要

（プロモーションの手法や提携可能なメディア、旅行エージェント等）

(イ) 本事業に対する取組体制

（人員体制、通訳・翻訳に関する資格、経験等）

(ウ) 本事業に関連する実績

ウ 業務費用積算内訳書（別紙様式 2）

エ 誓約書（別紙様式 3）

オ 個人または法人の概要が分かる書類

（履歴書または定款や会社案内等）

(3) 企画提案書等の提出方法

ア 提出部数 1 部

イ 提出先 「10 連絡先及び提出先」

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は PDF 電子メール

(4) 企画提案書の取り扱いについて

ア 提出書類の返却

提出された書類は返却しない。なお、この企画提案に係る審査以外には使用しない。

イ 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

ウ 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

5 質問及び回答

(1) 質問期間 2017 年 3 月 28 日（火）から 4 月 10 日（月）17:00 まで（日本時間）

(2) 質問方法 「質問票」（様式 4）により FAX または電子メールで「10 連絡先及び提出先」まで提出すること。

- (3) 質問回答 質問者に対し FAX 又は電子メールにより回答し、その内容については、必要に応じて和歌山県ホームページへの掲載にて公開する。

ただし、その内容が軽微なものにあつては、観光交流課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

6 企画審査等

(1) 審査方法

審査は、提出された書類について和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を特定する方法とする。なお、プレゼンテーションは行わない。

(2) 評価項目

以下の基準により総合的に評価を行うこととする。

- ・仕様書記載の業務内容を十分理解し、活動内容の提案が実現性のある具体的な内容となっているか。
- ・独自の発想に基づく提案が含まれているか。
- ・業務を行うために必要なノウハウや実績はあるか。
- ・現地のメディアや旅行会社に提携先やネットワークを持っているか。
- ・業務上の交渉が十分可能なレベルの語学力を有するとともに適切に業務を推進できるか。
- ・主たる所在地以外の地域での活動に必要な支店や提携先があるか。

(3) ヒアリング

選定委員会が必要と認めるときは、国際電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合や JNTO 等外部機関から必要事項を聴取する場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、特定後速やかに提案者あて E-Mail にて通知するとともにホームページにて公表する

7 スケジュール

項 目	日 程
・ 企画提案書の受付期間	2017年3月28日(火) ～4月21日(金) 17:00 まで
・ 企画提案書作成に係る質問期間	2017年3月28日(火) ～ 4月10日(月) 17:00 まで
・ 企画提案書作成に係る質問への 回答期日	2017年4月14日(金) まで
・ 選定及び委託者決定	2017年4月27日(木) 予定

8 その他

(1) 実施要領の承諾

本企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものと見なす。

(2) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ・「3. 応募資格」の参加資格を満たさない場合
- ・提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ・企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- ・その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反した場合
- ・提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合。該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

(3) 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 連絡先及び提出先

担当課：和歌山県 観光局 観光交流課

担当：津井田

住所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2788 FAX：073-427-1523

E-mail：tuida_m0001@pref.wakayama.lg.jp